島

例

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

○福島県税条例の一部を改正する条例

○福島県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

○福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条

例の一部を改正する条例

○福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

○福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一 部を改正する

○福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に 関する条例の一部を改正する条例

○福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に 関

する条例の一部を改正する条例

○福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

○福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条 ○福島県流域下水道条例の一部を改正する条例

○福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 ○福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の 部を改正する条例

)福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

)福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条

条

例

福島県税条例の一部を改正する条例、 福島県固定資産評価審議会条例の一 部を改正す

1

県都市計画法施行条例の一部を改正する条例、福島県流域下水道条例の一部を改正する 条例をここに公布する。 部を改正する条例及び福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する 律関係手数料条例の一部を改正する条例、 築基準法施行条例の一部を改正する条例、 条例、福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県建 大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、 四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県公有地の拡 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県租税特別措置法第七十条の 改正する条例、福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例、福島県農地法に係る る条例、福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一 福島県立病院事業の設置等に関する条例の 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法 福島

令和三年十二月二十四日

福島県知

事 内

堀

雅

雄

福島県条例第九十号

福島県税条例の一部を改正する条例

附則第七条の三中「令和四年一月三十一日」を「令和九年一月三十一日」に改める。 福島県税条例 (昭和二十五年福島県条例第五十号) の一部を次のように改正する

則

この条例は、 公布の日から施行する。

税

務

課

福島県条例第九十一号

福島県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

(昭和三十七年福島県条例第五十六号)

の一部を次の

현 현

四四三

福島県固定資産評価審議会条例

ように改正する。

第二条第二項中「二年」を 「三年」に改める。

この条例は、 令和四年二 月 日から施行する

(市町村財政課)

福島県条例第九十二号

는 四

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例 部を改正する条例 (平成十一 年福

л

島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

殿町」に、 「浅川町 別表第三中「西郷村」を「西郷村 別表第二中「鏡石町「泉崎村」を「鏡石町」に、 古殿町」を「浅川町」に、 |広野町」を |広野町 川内村」に改める。 泉崎村」に、「石川町」を「石川町 |富岡町 川内村」を 「玉川村 平田村」を「玉川村\_ 「富岡町」に改める 平田村 古

七

す門の

福

この条例は、 **附 則** 令和四年四月一日から施行する。

(自然保護課)

新研修(更新回数によ という。)に対する更

(以下「実務経験者」

目に係るものに限る。) り受講を免除される科

更新研修(イに該当す るものを除く。)

一件につき一万九千円

実務経験者に対する

件につき二万八千円

## 福島県条例第九十三号

## 福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

改正する。 福島県介護保険法施行条例(平成十一年福島県条例第六十四号) の一部を次のように

第五条の表一の項から三の項までを次のように改める。

する者 門員証の交付を受けようと 門員証の交付を受けようと こ 法第六十九条の七第一項	する者 門員実務研修を受けようと 門員実務研修を受けようと	10 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	けようとける皆門員実務研修受講試験を受門員実務研修受講試験を受 法第六十九条の二第一項
手数料	修事務手数料	修受講試験事務手数料介護支援専門員実務研	務手数料 修受講試験問題作成事 介護支援専門員実務研
一件につき二千二百円	一件につき四万六千円	一件につき八千五百円	一件につき千八百円

の項を八の項とし、同項の前に次の一項を加える。第五条の表中九の項を十一の項とし、八の項を十の項とし、 七の項を九の項とし、六

作護支援専門員更新研 ア 介護 修事務手数料 有効期 専門員 を経験 た経験 とい者 作 (6)
イ 一修な験た専有 実件 い 経門効介
介護支援専門員証の 有効期間内に介護支援 専門員の業務に従事し た経験(以下「実務経 験」という。)を有し ない者に対する更新研 修 一件につき三万千円 一件につき三万千円

<sup>第</sup> 五条の表中五の項を六の項とし、
四の項を五の項とし、
同項の前に次の一
の一項を加え

	る)。第
ようとする者の規定に基づく研修を受けの規定に基づく研修を受け四 法第六十九条の七第二項	。第五条の表中五の項を六の項とし、
事務手数料介護支援専門員再研修	し、四の項を五の項とし、
一件につき三万千円	一同項の前に次の一項を加

第五条の表に次のように加える。

十五 省令第百四十条の六十	修を受けようとする者づく主任介護支援専門員研八第一項第一号の規定に基十四 省令第百四十条の六十	受けようとする者選支援専門員証の再交付を 一項の規定に基づく介 ではなっています。 受けようとする者	十二 介護保険法施行規則(平十二 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六 房百十三条の二十三第一項 第百十三条の書換え交付を受け 門員証の書換え交付を受け まうとする者
六十	一員を大	対 付を介 十	受援専り。) 二十六 一明 (平
介護支援専門員主任更   一件につき三万二千円	修事務手数料	付手数料	え交付手数料
一件につき三万二千円	一件につき四万六千円	一件につき二千二百円	一件につき二千二百円

福島県条例第九十四号

新研修を受けようとする者 づく主任介護支援専門員更 八第一項第二号の規定に基 新研修事務手数料

第七条を第十条とし、 同条の前に次の二条を加える

第八条 知事は、 ことができる 公益上必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除する

(手数料の不返還の原則

第九条 既に納付された手数料は、返還しない。ただし、知事が特別な理由があると認 めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第六条に次のただし書を加える。

の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び同条第三項の規定により指定研修実ただし、前条第一項の規定により登録試験問題作成機関に納めるもの、同条第二項 施機関に納めるものにあっては、この限りでない。

第六条を第七条とし、 同条の前に次の一条を加える。

(手数料の納付先)

県

第六条 法第六十九条の十一第一項の規定により同項の登録試験問題作成機関(以下「登 実施機関を経て当該登録試験問題作成機関に納めなければならない。 の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料を当該指定試験 いう。)が行う介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者は、前条の表 して法第六十九条の二十七第一項の指定試験実施機関(以下「指定試験実施機関」と 録試験問題作成機関」という。)が作成する試験の問題及び設定する合格基準を使用

2 指定試験実施機関が行う介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者は、 験実施機関に納めなければならない。 前条の表一の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験事務手数料を当該指定試

福

島

3 法第六十九条の三十三第一項の指定研修実施機関(以下「指定研修実施機関」とい けようとする者は、同表七の項に規定する介護支援専門員更新研修事務手数料を当該の項に規定する介護支援専門員実務研修事務手数料を、介護支援専門員更新研修を受 う。)が行う研修のうち介護支援専門員実務研修を受けようとする者は、前条の表二 指定研修実施機関に納めなければならない。

修実施機関の収入とする。 関に納められた手数料は、当該登録試験問題作成機関、 前三項の規定により登録試験問題作成機関、指定試験実施機関又は指定研修実施機 指定試験実施機関又は指定研

この条例は、 令和四年四月一日から施行する

(高齢福祉課

# 福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例 (平成二十一年福島県条例第百八号)

の一部を次のように改正する。

別表第三中 「南会津町」を「南会津町 西会津町」に改める。 「福島市」を「福島市 会津若松市」に改める。

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

1 ることとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、会津若松 津若松市又は西会津町(以下「会津若松市等」という。)の長が管理し、及び執行す れの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては会 力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法のそれぞ び第三条各号に掲げる事務に係る農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下 市等の長がした処分その他の行為又は会津若松市等の長に対してなされた申請その他 この条例の施行の際福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例第一条各号及 「法」という。)のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効

(農業担い手課)

## 福島県条例第九十五号

の行為とみなす。

## 条例の一部を改正する条例 福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する

一十二年福島県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。 福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例 (平成

別表第三中 別表第一中 「福島市」を「福島市 会津若松市」に改める。 「南会津町」を「南会津町 西会津町」に改める。

この条例は、令和四年四月一日から施行する

2 1

津若松市等」という。)の長が通知することとなるものは、施行日以後における租税 の日(以下「施行日」という。)以後においては会津若松市又は西会津町(以下「会 六号)の規定により知事がした通知で現にその効力を有するもので、この条例の施行 例に関する条例本則に規定する事務に係る租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十二の条例の施行の際福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特 特別措置法の適用については、会津若松市等の長がした通知とみなす。 この条例の施行の際福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の

(農業担い手課)

## 福島県条例第九十六号

## 例の一部を改正する条例 福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例 (平成二

十一年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。 別表中「西郷村」を「西郷村 中島村」に改める。

この条例は、令和四年四月一日から施行する

2 1 は中島村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。 施行日以後においては中島村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの という。)前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、 分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」 に関する条例本則各号に掲げる事務に係る公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四 は、施行日以後における法の適用については、中島村の長がした処分その他の行為又 十七年法律第六十六号。以下「法」という。)のそれぞれの規定により知事がした処 この条例の施行の際福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例

(土木総務課用地室

### 福島県条例第九十七号

報

## 福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

改正する。 福島県都市計画法施行条例(平成十一年福島県条例第七十六号)の一部を次のように

第三条第一項第五号を次のように改める。

県

Б. と。ただし、相当の安全性が確保されている土地の区域として知事が認めるものにという。)第二十九条の九各号に掲げる区域が含まれていない土地の区域であるこ ついては、この限りでない。 土地の区域内に都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」

ない場合」を「区域が第三条第一項第五号に規定する土地の区域である場合」に改める。 第五条及び第六条中「区域に第三条第一項第五号に規定する土地の区域が含まれてい

この条例は、 令和四年四月一日から施行する

(都市計画課

## 福島県条例第九十八号

## 福島県流域下水道条例の一部を改正する条例

する 福島県流域下水道条例 (昭和六十三年福島県条例第三十号) の一部を次のように改

第 一条第一項中 「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の二十二第一項」に改める。

この条例は、 公布の日から施行する

福島県条例第九十九号

(下水道課

# 福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条例

の一部を次のように改正する。 福島県流域下水道の構造の基準等を定める条例 (平成二十四年福島県条例第百十号)

める。 第一条及び第七条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第 項 に改

### 附

この条例は、 公布の日から施行する

(下水道課)

### 福島県条例第百号

## 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

改正する。 福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)の一部を次のように

に改める。 附則第二項各号及び第三項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一 日

この条例は、 公布の日から施行する

則

福島県条例第百一号

(建築指導課)

## 正する条例 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改

条例第四十七号)の一部を次のように改正する。 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例(平成二十八年福島県

条第二号の共同住宅等をいう。以下同じ。)の項中「一四、○○○円」を「二三、○○ 確認書又は住宅性能評価書が添付」に改め、同号の表一戸建ての住宅(長期優良住宅の ○円」に改め、同表一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等の項中「二三、○ を「一三、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等(省令第四 いう。)第四条第一号の一戸建ての住宅をいう。以下同じ。)の項中「八、○○○円」 普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」と は第四項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された 改め、「変更の認定」の下に「並びに法第十八条第一項の規定に基づく許可」を加える。 共同住宅等の項中「三一、〇〇〇円」を「五八、 ○○円」を「三六、○○○円」に改め、同表一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。)第六条の二第三項又 に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出」を「住宅の品質確保の促進等に関 号中「併せて知事が指定する機関が作成した法第六条第一項各号(第三号を除く。) 第一条中「第五条第一項、 第二条中「第五条第一項から第三項」を「第五条第一項から第四項」に改め、同条第 第二項又は第三項」を「第五条第一項から第五項まで」に 000円

報

福

島

5

条第一項」を「品確法第五条第一項」に、「設計住宅性能評価書が提出」を「住宅性能 保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。)第六 九七、○○○円」に改め、同表一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等の項中「二 の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等の項中「一九二、〇〇〇円」を「二 下の共同住宅等の項中「一五六、○○○円」を「二三五、○○○円」に改め、同表一棟 円」に改め、同表一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等の項中 数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等の項中「五七、〇〇〇円」を「九二、 評価書(前号に掲げる住宅性能評価書を除く。)が添付」に改める。 ○四、○○○円」を「三三七、○○○円」に改め、同条第二号中「併せて住宅の品質確 ○○○円」を「一三九、○○○円」に改め、同表一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以 000

条第二号中「併せて品確法第六条第一項」を「品確法第五条第一項」に、「設計住宅性一戸以上の共同住宅等の項中「一〇二、〇〇〇円」を「一六九、〇〇〇円」に改め、同 以上百戸以下の共同住宅等の項中「四八、〇〇〇円」を「七〇、〇〇〇円」に改め、同項中「二九、〇〇〇円」を「四六、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五十一戸九、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等の 以上十戸以下の共同住宅等の項中「一二、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に改め、同宅等の項中「七、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が六戸「四、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五戸以下の共同住 表一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等の項中「七八、〇〇〇円」を「一以上百戸以下の共同住宅等の項中「四八、〇〇〇円」を「七〇、〇〇〇円」に改め、同 能評価書が提出」を「住宅性能評価書(前号に掲げる住宅性能評価書を除く。)が添付\_ の項中「九六、○○○円」を「一四九、○○○円」に改め、同表一棟の総住戸数が三百 表一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等の項中「一六、〇〇〇円」を「二 載された確認書又は住宅性能評価書が添付」に改め、同号の表一戸建ての住宅の項中 第三項又は第四項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記 を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出」を「品確法第六条の二 に改める。 一八、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 第三条第一号中「併せて知事が指定する機関が作成した法第六条第一項各号(第三号

中「一九、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が六戸以上十〇円」を「一九、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等の項 の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等の項中「四六、〇〇〇円」を「八六、 認書又は住宅性能評価書が添付」に改め、同号の表一戸建ての住宅の項中「一一、〇〇 第四項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確 ○○○円」に改め、同表一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等の項中 に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出」を「品確法第六条の二第三項又は | 号中「併せて知事が指定する機関が作成した法第六条第一項各号(第三号を除く。) 、以下の共同住宅等の項中「三三、○○○円」を「五三、○○○円」に改め、同表一棟 第四条中「第五条第一項から第三項」を「第五条第一項から第五項」に改め、同条第 000円 を「一三七、 〇〇〇円 円 に改め、 同表一棟の総住戸数が五十一戸 以

> 数が三百一戸以上の共同住宅等の項中「三〇四、〇〇〇円」を「五〇五、〇〇〇円」に住宅等の項中「二八五、〇〇〇円」を「四四五、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸 同表一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等の項中「二三二、〇〇〇円」上百戸以下の共同住宅等の項中「一四二、〇〇〇円」を「二〇八、〇〇〇円」に改め、 を「三五二、○○○円」に改め、同表一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同

円」を「一七六、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下のめ、同表一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等の項中「一一六、〇〇〇一戸以上百戸以下の共同住宅等の項中「七一、〇〇〇円」を「一〇四、〇〇〇円」に改 等の項中「四二、○○○円」を「六九、○○○円」に改め、同表一棟の総住戸数が五十 同表一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等の項中「二三、〇〇〇円」を を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出」を「品確法第六条の二 に改める。 住戸数が三百一戸以上の共同住宅等の項中「一五二、○○○円」を「二五三、○○○円」 共同住宅等の項中「一四三、○○○円」を「二二三、○○○円」に改め、同表一棟の総 六戸以上十戸以下の共同住宅等の項中「一七、○○○円」を「二七、○○○円」に改め、 住宅等の項中「一〇、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、同表一棟の総住戸数が 載された確認書又は住宅性能評価書が添付」に改め、同号の表一戸建ての住宅の項中 第三項又は第四項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記 「四三、○○○円」に改め、同表一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅 「六、○○○円」を「一○、○○○円」に改め、同表一棟の総住戸数が五戸以下の共同 第五条第一号中「併せて知事が指定する機関が作成した法第六条第一項各号

|項の規定により管理者等が選任された場合|| を加える。 第六条の見出し中「場合」の下に「等」を加え、同条中 場合」 の下に「又は同条第

の一条を加える。 第十条を第十一条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、 第六条の次に次

(容積率特例の許可申請に係る手数料の額)

第七条 法第十八条第一項の規定による容積率緩和の許可 額は、申請一件につき一七〇、 〇〇〇円とする の 申請者から徴収する手

### 則

(施行期日)

この条例は、 令和四年二月二十日から施行する

1

2 に併せて知事が指定する機関が作成した一部改正法による改正前の長期優良住宅の普 改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。 部を改正する法律(令和三年法律第四十八号。以下「一部改正法」という。)による 及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進等に関する法律等の一 「新法」という。)<br />
第五条第一項から第五項まで及び第八条第一項の規定による申 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間において、 住宅の質の

次の各号に定めるとおりとする。例第二条第二号、第三条第三号、第四条第二号又は第五条第二号の規定にかかわらず、例第二条第三号、第三条第三号、第四条第二号又は第五条第二号の規定にかかわらず、手数料の額については、福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条の促進に関する法律第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準に適合して及の促進に関する法律第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準に適合して

応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の申請者から徴収する手数料の額(次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分にの申請者から徴収する手数料の額(次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に長期優良住宅建築等計画)という。)の認定長期優良住宅建築等計画」という。)の認定新築に係る新法第五条第一項から第四項までの規定による同条第一項に規定する

	住一	宅一	宅 一等 棟	住一	宅 一等 棟	<del>掉</del>	四一友梅	戸建て		
東の総主ラ数が三百一ラ以上の共司主宅等	任宅等  棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同	はの総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住	毛等 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	任宅等  棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同	はの総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住	棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	四条第二号の共同住宅等をいう。以下同じ。)一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等(省令第	戸建ての住宅をいう。以下同じ。)三号。以下「省令」という。)第四条第一号の一言号。以下「省令」という。)第四条第一号の一する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関	住宅	
当該共司住宅等一棟につき	一九二、〇〇〇円当該共同住宅等一棟につき	一五六、○○○円当該共同住宅等一棟につき	九六、〇〇〇円出該共同住宅等一棟につき	五七、〇〇〇円当該共同住宅等一棟につき	三一、○○○円当該共同住宅等一棟につき	11三、○○○円 当該共同住宅等一棟につも	四、○○○円 をはいる	当該一戸建ての住宅一戸に	手数料の額	

福

島

県

報

ド料 ( 、条 <i>,</i>
**

二〇四、〇〇〇円

係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額建築等計画の認定の申請者から徴収する手数料の額 次の表の上欄に掲げる申請に一 増築又は改築に係る新法第五条第一項から第五項までの規定による長期優良住宅

一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住

号外第80号

棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等

棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等

戸建ての住宅

住

宅

報

住宅等

棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同

一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住

棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住

住宅等

棟の総住戸数が三百

一戸以上の共同住宅等

当該共同住宅等一棟につき

三〇四、

〇 〇 〇 円

棟の総住戸数が二

言

一戸以上三百戸以下の共同

二八五、

〇 〇 〇 円

建ての住宅

住

宅

手

数

料

0)

額

7

棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等

令和3年12月24日 金曜日

の区分に応じ、

それぞれ同表の下欄に定める額

更の認定の申請者から徴収する手数料の額

増築又は改築に係る新法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変

次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅

棟につき

棟につき

棟につき

棟につき

福島県条例第百二号 3 正する条例 るのは、「福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改 のとする。 合証が提出された場合においては、第八条中「第二条から前条までに定める額」とあ この条例の施行の日から令和四年三月三十 福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (令和三年福島県条例第百一号)附則第二項に定める額」と読み替えるも 一日までの間において、 申請に併せて適 (建築指導課)

部を次のように改正する。 福島県立病院事業の設置等に関する条例 (昭和四十一年福島県条例第七十七号)

西白河郡矢吹町滝八幡 | に改める

当該共同住宅等一棟につき

つき六、○○○円当該一戸建ての住宅

戸に

別表第一中「福島県立矢吹病院

西白河郡矢吹町大字矢吹字滝八幡」を

センタ

の 一

3

で定める日から施行する。 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において企業管理規程

(病院経営課

Ŧi.

### 福島県条例第百三号

# 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

の一部を次のように改正する。 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例 (平成十二年福島県条例第百六十三

号

一条の表一の項を次のように改める

1

行う者

に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請者 六号。以下「法」という。)第四条第一項の規定 銃砲刀剣類所持等取締法 づくクロスボウの所持の許可の申請を行う者 ボウの所持の許可を現に受け、同号の規定に基 に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を は空気銃の所持の許可を現に受け、同号の規定 法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又 法第四条第一項第一号の規定に基づくクロス 1及び2に掲げる者以外の者 (昭和三十三年法律第 三百円)

2

証の交付を伴う場合

2

同時に他の法第四条第一項六千八百円(その申請者が 可の申請にあっては、四千 猟銃又は空気銃の所持の許 該他の同号の規定に基づく 申請を行う場合における当 又は空気銃の所持の許可の 第一号の規定に基づく猟銃

第一項第一号の規定に基づ

の許可の更新の申請及びそ

づく猟銃又は空気銃の所持 る当該他の同項の規定に基 新の申請を行う場合におけ

の申請者が同時に法第四条

六千八百円(その申請者が の同項の規定に基づく許可 を行う場合における当該他 同時に他の法第四条第一項 スボウの所持の許可の申請 第一号の規定に基づくクロ 同時に他の法第四条第一項 の申請にあっては、 の規定に基づく許可の申請 一万五百円(その申請者が にあっては、 の同号の規定に基づくクロ を行う場合における当該他 スボウの所持の許可の申請 四千三百円)

> クロスボウの所持の許可の更新の申請者 許可証の交付を伴う場合 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新で新たな

項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又は 法第七条の三第一 項の規定に基づく法第四条第 七千二百円(その申請者が は空気銃の所持の許可の更 同時に他の法第七条の三第 項の規定に基づく猟銃又

クロスボウの所持の許可の更新で新たな許可 七千二百円(その申請者が 更新の申請及びその申請者 申請を行う場合における当 空気銃の所持の許可の更新 許可の申請を行う場合にお 四千八百円 可の更新の申請にあっては、 づくクロスボウの所持の許 七条の三第一項の規定に基 行う場合におけるその法第 ボウの所持の許可の申請を が同時に法第四条第一項第 クロスボウの所持の許可の 該他の同項の規定に基づく ボウの所持の許可の更新の 同時に他の法第七条の三第 の申請にあっては、 項の規定に基づく猟銃又は けるその法第七条の三第一 く猟銃又は空気銃の所持の 号の規定に基づくクロス 項の規定に基づくクロス 四千八

六千八百円(その申請者が 同時に他の法第七条の三第

3 許可証の交付を伴わない場合 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新で新たな

第 一条の表二 の 領中 銃砲」 を |銃砲等| に改め、 同表五の項を次のように改める。

習を行う資格の認定の申請者

同時に他の法第九条の十六

項の前に次のように加える。 表中十八の項を二十の項とし、第一条の表七の項1中「第五 十七 4 証の交付を伴わない場合 法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練 クロスボウの所持の許可の更新で新たな許可 |第五条の二第三項第| 十七の項を十九の項とし、 一号」の下に「又は第三 六千八百円 九千三百円 四千四百円) づくクロスボウの所持の許 ボウの所持の許可の申請を が同時に法第四条第一項第 更新の申請及びその申請者 該他の同項の規定に基づく 申請を行う場合における当 ボウの所持の許可の更新の 百円) 空気銃の所持の許可の更新 項の規定に基づく猟銃又は 許可の申請を行う場合にお く猟銃又は空気銃の所持の 第一項第一号の規定に基づ の許可の更新の申請及びそ 新の申請を行う場合におけ 十六の項を十八の項とし、 可の更新の申請にあっては、 七条の三第一項の規定に基 行う場合におけるその法第 クロスボウの所持の許可の 同時に他の法第七条の三第 の申請にあっては、 けるその法第七条の三第一 の申請者が同時に法第四条 づく猟銃又は空気銃の所持 る当該他の同項の規定に基 は空気銃の所持の許可の更 号の規定に基づくクロス 項の規定に基づくクロス 項の規定に基づく猟銃又 (その申請者が (その申請者が 一号」を加え、 四千四 同同 七の項の次に次のように加える。

1に掲げる者以外の者

2

1 する者

ボウの取扱いに関する講習会の講習を受けようと 可を受けてクロスボウを所持している者 法第五条の三の二 現に法第四条第一項第一号の規定に基づく許 第一 項の規定に基づくクロス 三千円

第

一条の表中十五の項を十六の項とし、

八の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ

(生活安全企画課)

この条例は、 附 則

令和四年三月十五日から施行する。

1 箇月 3,560円】

六千九百円

発行者 印刷所 県 福 島 株式会社 第 印 刷

五千六百

円) 申請にあっては、

撃練習を行う資格の認定の

定に基づくクロスボウの射 における当該他の同項の規

格の認定の申請を行う場合

スボウの射撃練習を行う資

第一項の規定に基づくクロ

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価